

補助金等の見直しに関する指針



平成21年10月

中央市

目 次

1 . 見直しの必要性	P 1
2 . 基本的な考え方	P 1
3 . 事業費補助への移行	P 2
4 . 補助金等の交付基準	P 2
5 . 補助金等の見直し基準	P 4
6 . 負担金等の見直し基準	P 4
7 . 補助金制度の今後のあり方	P 5
8 . 留意事項	P 5
別紙 補助金等決算審査調書	P 6

補助金等の見直しに関する指針

1．見直しの必要性

これまで補助金は、行政サービスを補完する公共的サービスの誘導や公益的な市民活動を活性化するなど、長い間重要な役割を担ってきました。

本市の補助金は町村合併により、旧町村において長年にわたり毎年特定の団体等に給付されていたものをそのまま引き継ぐなど、制度の点検が不十分なままにあり、そのため補助金の既得権化や、通常自己負担すべきものが補助対象経費に含まれているなど、内容の不適切なもの等もあり得ると思われま

す。補助金の財源は市民からの税金であり、補助目的などは市民に対して明確に示されたものでなければなりません。このことは補助金を受ける側においても必然的に求められるところであります。

現在、補助金交付における交付申請から実績報告に至る事務手続きは、市補助金等交付規則及びその他の法令等により規定されていますが、補助事業の公益性や効果測定などの判断は交付事務担当課に委ねている状況であり、共通の判断基準となるものは明文化されていません。そのため、誰の目にも納得が得られるように補助金交付における統一した基準が必要とされています。

2．基本的な考え方

- (1) 少額の補助金、恒常的に交付している補助金、補助目的を達成している補助金、統合可能な補助金等については、削減・廃止・統合等の見直しをする。
- (2) 事業内容を検証し、行政がその責任において保護奨励すべきものと、各種団体等が主体的に行うものとの区分を明確にして、補助目的に合致しているかどうかを検証する。
- (3) 団体等の運営に対して交付している補助金等は、事業費補助へ移行する。
- (4) 補助金等の額の上限や終期設定及び補助率などを見直し、補助金等の適正化を図る。
- (5) 補助金等の交付期間が複数年であり、かつ、前年度に交付した補助事業等の決算において繰越金がある場合は、当該繰越金の額に応じて補助金等の額を調整するものとする。
- (6) 補助金等の交付については、補助が長期にわたる場合の既得権化な

どの弊害を防ぎ適切な見直しを行うため、原則として終期を設定し最長3年とする。

また、国や県の制度による補助は、その制度の終了をもって市の補助を終了する。

(7) 外部による審査を行い公平公正な審査を実施する。

3. 事業費補助への移行

補助の対象を市民や団体が行う公益的な事務や事業（以下「事業費補助」という。）へ移行するものとします。

本来、補助金は事務や事業に対して交付されるべきであるが、あらためて事業費補助へ移行することにより、交付団体においてはその事務や事業を行う意義、目的へ立ち返ることにつながるものと考えられます。

交付団体は目的達成に向けた活動を主体となって行い、行政はその支援を行う、補助金本来の果たすべき役割と、原点に立ち返った団体と行政との協力関係の構築により、市民活動の活性化と団体の自主自立の促進につなげていくものとします。なお、事業費補助への移行により単年度決算が基本的な考え方となるため、実績報告書における余剰金（従来繰越金）は発生しないことが原則となります。そのため、交付申請額に対して8割を超えない額を概算払いとし、実績報告に基づき精算することとします。

また、事業費補助への移行の考えから、団体運営費補助は、補助の対象となる経費の範囲を定めた上で、終期を定め段階的に減額していくべきである。しかしながら、団体の設立時などの初期段階において運営基盤がぜい弱である場合の団体運営補助は、本来の目的である「協働」に向けたパートナー育成の観点から、原則外として一部認めることとします。

4. 補助金等の交付基準

補助金等の交付にあっては、「補助事業等の効果性」「補助事業者等の適格性」「補助対象外経費の明確化」「補助金等の額の適正化」「補助金等の交付期間」について慎重な審査・検討を行うこととする。

(1) 補助事業等の効果性

- ア 事業活動の目的、内容などが社会経済状況に合致すること。
- イ 補助金等の支出が、客観的に見て公益上必要であること。

- ウ 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業活動であること。
 - エ 補助金額の費用対効果が認められること。
- (2) 補助事業者等の適格性
- ア 会計処理及び使途が適切であること。
 - イ 諸帳簿の整備・記帳及び領収書等の証拠書類の整備・保存がされていること。
 - ウ 応分の自主財源の確保に努めていること。
 - エ 当該補助事業等の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えないこと。
 - オ 公序良俗に反していないこと。
- (3) 補助対象外経費の明確化
- 補助金等に係る経費のうち、次の経費は原則として補助金等の交付の対象経費としない。
- ア 人件費(行政活動の補完を目的として設立された団体に対するもの及び補助事業等の目的が人件費に対するものである場合を除く。)
 - イ 交際費、慶弔費、食料費、親睦会など補助事業等と直接関係しない団体運営に係る経費
 - ウ 他の団体等へ行う迂回助成部分
 - エ その他社会一般通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費
- (4) 補助金等の額の適正化
- ア 国や県の制度による補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。
 - イ 前年度に交付した補助事業等の決算において繰越金がある場合は、当該繰越金の額に応じて補助金等の額を調整する。
 - ウ 個人を対象とする補助金等については、市税の納付状況や所得要件等による交付の制限を必要に応じて設定する。
 - エ 利子補給に係る補助金については、金利情勢に応じた補助率とする。
- (5) 補助金等の交付期間
- ア 国や県の制度による補助は、制度の実施期間とする。ただし、交付期間内であっても必要に応じ見直しをする。
 - イ 債務負担行為等による補助は、定められた交付期間とする。
 - ウ 最長3年の終期を設定し、更新が必要な場合には必ず見直しをする。

5 . 補助金等の見直し基準

補助事業等を見直しするにあたり「継続するもの」「原則として廃止するもの」「休止又は減額するもの」「統廃合を検討するもの」「その他」については、次のとおりとする。

(1) 継続するもの

- ア 法令等により補助することが義務付けられている事業
- イ 国や県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務付けられている事業
- ウ 他市町村との協議等により、市の負担が決められている事業
- エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を補完し実施している事業
- オ 補助金等の交付基準におおむね適合しており、補助の必要性が認められる事業

(2) 原則として廃止するもの

- ア 補助目的が達成された事業
- イ 社会情勢等の変化により補助の目的が適切でなく、事業効果の薄れている事業
- ウ 補助金等の交付基準に適合していないと思われる事業

(3) 休止又は減額するもの

- ア 繰越金が補助金を超えている事業
- イ 高率補助は、補助率の引き下げを行うこと。

(4) 統廃合を検討するもの

- ア 類似団体又は類似目的の補助金等は統合を検討すること。
- イ 上部団体等への一括補助は、事業内容が見えにくいので分離を検討すること。

(5) その他

補助金になじまない事業については、支出科目を見直すこと。

6 . 負担金等の見直し基準

負担金等に関しては、補助金等の見直し基準に準じて取り扱うものとする。

7 . 補助金制度の今後のあり方

(1) 所管課による決算審査

補助金等の交付に対し費用対効果を明らかにするには、どのような効果があったのか、補助金等の額は妥当であったかなど検証する必要があります。そのため補助事業等実績報告書などに基づき事業内容の見直しや補助金運用の是正等、交付団体等に対する指導を通して育成へとつなげてくために、補助事業等実績報告書などに基づく決算審査を、補助金等決算審査調書(別添)を用いて審査し、次年度の対応方針等に反映させるものとします。(補助目的が利子補給や債務負担行為等による補助は対象外とする。)

(2) 根拠法令等の整備

根拠法令等の定めのない補助金については、必ず要綱等を整備し交付する目的、目指す成果、対象、金額の積算基準及び終期等を明確にするものとする。

(3) 情報公開

補助金の財源は市民からの税金であり、補助目的などは市民に対して明確に示されたものでなければなりません。このため、団体名等・補助金名・目的・活動内容や決算状況は、原則として公開し補助を受ける団体等の自覚を促し、活動や事業の成果を高めていくことを目的に、積極的に公開をする。

(4) 公募型補助金の導入

時代の変化に伴う市民ニーズの多様化が進む中、市民の多様な発想を活かし市民活動の活性化を促すため、市民団体等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、経費の一部を補助する公募型補助金の導入を検討する。

8 . 留意事項

この指針における移行期間には2年間の経過措置を設け、平成24年度までに完了させることとします。

また、必要に応じてこの指針を見直していきます。

課 員	リーダー	課 長	部 長

平成 年度 補助金等決算審査調書

整理番号			
補助事業名			補助区分
事業区分			補助金の種類
部 課 名	担当名	作成責任者名	
根 拠 法 令			
補 助 率	%	終 期 設 定	平成 年度 ~ 平成 年度まで
補助事業等の目的	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 5段階評価 1点:認められない 2点:やや認められない 3点:どちらかとも言えない 4点:やや認められる 5点:認められる </div>		
指標(数値等目標)			
補助事業等の内容			
審査項目 (補助金等の交付基準による)		評価点の根拠となった理由等	評価点
補助事業等の効果性	ア. 事業活動の目的、内容などが社会経済状況に合致すること。		
	イ. 補助金等の支出が、客観的に見て公益上必要であること。		
	ウ. 行政と市民の役割分担の中で、真に補助すべき事業活動であること。		
	エ. 補助金額の費用対効果が認められること。		
補助事業者等の適合性	ア. 会計処理及び使途が適切であること。		
	イ. 諸帳簿の整備・記帳及び領収書等の証拠書類の整備・保存がされていること。		
	ウ. 応分の自主財源の確保に努めていること。		
	エ. 当該補助事業等の決算における繰越金の額が補助金等の額を超えないこと。		
オ. 公序良俗に反していないこと。			
合 計	~ 4 5 点 現状維持 4 4 点 ~ 1 9 点 要改善: 事業内容等の改善 1 8 点 ~ 要検討: 補助金交付の妥当性の検討		0
今後の方向性			
【所属長: 審査・意見等】			